

令和3年度 西都市子育て世帯等住宅取得助成金のご案内

西都市では、子育て世帯の定住促進と負担軽減を図るため、一定の条件を満たした方に助成金を交付しています。
本助成金は**9月30日(木)**をもって終了いたします。**事前申請が必要**となりますのでお早めに以下問い合わせ先までご相談ください。

【対象者の条件】以下のすべてを満たす者であること。

- (1)住宅の新築工事を行う者、もしくは住宅(新築・中古)を購入する者であること。
- (2)夫婦のどちらかが40歳未満、もしくは中学3年生までの子どもを養育し同居していること。
- (3)申請者の世帯に西都市税の滞納がないこと(申請書提出時に西都市税完納証明書の添付が必要)。
- (4)自治会に加入すること(実績報告書提出時に自治会加入証明書の添付が必要)。

新築工事および新築建売の購入

1,000万円以上の新築工事、または新築建売の購入が対象。

※消費税額を含む

【助成金の基礎額】・転入者 + 市内業者 100万円
・転入者 + 市外業者 70万円
・市民 + 市内業者 50万円
・市民 + 市外業者 20万円

【加算額】中学生以下の子ども1人につき10万円の加算

中古住宅の購入

500万円以上の中古住宅の購入が対象。

※消費税額・土地代を含む

【助成金の基礎額】・転入者 50万円
・市民 20万円

【加算額】中学生以下の子ども1人につき10万円の加算

【注意事項】

- 工事中工後(新築・中古住宅購入の場合は物件引き渡し後)の交付決定はできません。**
- 着工予定日(新築・中古住宅購入の場合は物件引き渡し予定日)が令和4年3月31日までのものが対象です。
- 予算には限りがあり、**予算額に達し次第終了します。**※申請の予約はできません。
- 収益物件(例:取得した住居を賃貸経営する等)は対象外です。
- 助成額の上限は、基礎額と加算額を合わせて150万円です。
- 申請者の状況により別途提出が必要な書類があるため、申請者の細かな状況を確認する必要があります。お早めに相談をお願いします。

【転入者の定義について】

- 申請日において、申請者が西都市に直近3年以上住所を有していないこと(既に転入している場合は、転入後1年以内であれば転入者として申請が可能)
- ※申請者は、工事請負契約書(新築・中古住宅購入の場合、売買契約書)の契約者です。

【他の補助金との重複について】

- 平成31年度から他の国庫補助金等との重複は可能となりました。

【問い合わせ先】

西都はじめる相談窓口(移住・定住支援センター)
西都市小野崎1丁目105番地
電話:080-6470-4065

メール: saito-iju@titan.ocn.ne.jp

開所時間:10時~17時 定休日:火曜日・祝日
※支援センターが不在の場合は以下までご連絡ください。
西都市役所 商工観光課 0983-32-1011

